

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	国民健康保険法
根拠条項	第108条第1項
処分の概要	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会の是正改善命令
法令の定め	(組合等に対する監督) 第108条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、第百六条の規定により報告を徴し、又は検査した場合において、組合若しくは連合会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、規約若しくは厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事業の適正な執行を欠くと認めるとき、又は組合若しくは連合会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、組合若しくは連合会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
処分基準	国民健康保険法第108条第1項に規定されていることから設定していない。
処分担当課	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/kak/gyoutetu.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	国民健康保険法
根拠条項	第108条第2項
処分の概要	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会の役員の改任命令
法令の定め	(組合等に対する監督) 第108条 1 (略) 2 組合若しくは連合会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会に対し、期間を定めて、その役員の全部又は一部の改任を命ずることができる。
処分基準	国民健康保険法第108条第2項に規定されていることから設定していない。
処分担当課	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/kak/gyoutetu.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	国民健康保険法
根拠条項	第108条第3項
処分の概要	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会の役員の改任措置
法令の定め	(組合等に対する監督) 第108条 1～2 (略) 3 組合又は連合会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、同項の命令に係る役員を改任することができる。
処分基準	国民健康保険法第108条第3項に規定されていることから設定していない。
処分担当課	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/kak/gyoutetu.htm

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	国民健康保険法
根拠条項	第108条第4項
処分の概要	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会の解散命令
法令の定め	(組合等に対する監督) 第108条 1～3 (略) 4 組合又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該組合又は連合会の解散を命ずることができる。
処分基準	国民健康保険法第108条第4項に規定されていることから設定していない。
処分担当課	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局国保医療課国保運営グループ (電話番号：011-231-4111(内25-809))
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kki/kak/gyoutetu.htm